

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷十三第

行發日一月四年五和昭

### 論 叢

家屋税の課税標準 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

貨幣數量説について . . . . . 文學博士 高田 保馬

經營學と經濟學 . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎

### 時 論

配給 合理化と中央市場の單複制 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦

### 說 苑

統計學に於ける二つの傾向に就いて . . . . . 經濟學士 蛭川 虎三

ポーレの恐慌理論 . . . . . 經濟學士 靜 田 均

### 雜 錄

英蘭銀行の職能 . . . . . 經濟學士 有 井 治

月賦信用の特質 . . . . . 經濟學士 今津 正二

カッセの價值論廢止と價格問題の取扱 . . . . . 經濟學士 高 森 晋

相關係數の意義 . . . . . 經濟學士 益田 熊雄

酒税の立替 . . . . . 經濟學博士 汐見 三郎

近着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

# 酒税の立替

沙見三郎

## 第一 酒税の問題

酒税は所謂間接消費税に屬してゐるから、酒税を稅務署に納付する人と酒税を本當に負擔する人とは別人である事を常としてゐる。従て酒税の場合に於ては、租稅負擔の問題が所得稅のそれの如くには鋭敏に感ぜられないのである。蓋し所得稅は直接稅にして納稅者と擔稅者とが同一人であるから、所得稅額は其のまゝ、納稅者の負擔に歸するのである。之に反し、酒税に於ては全く趣きを異にし、釀造家は一時的には自分の懐から酒税を立替へて納付するのであるが、結局の所は消費者に轉嫁する事となるから租稅負擔を左程痛切に感じないのである。

然しながら納稅者からの苦情が少いと云ふ單純なる理由を以て、間接消費税たる酒税の負擔の問題を輕視してはならないのである。否、直接稅の場合には納稅者が即ち擔稅者なるが故に、納稅者の痛切なる要求により之が改善を計る事が出来るのであるが、間接消費税にありては、擔稅者たる一般消費者は沈黙を餘儀なくせられてゐるのであるから、之が立法には直接稅以

上の注意を拂ふ必要がある。加ふるに酒税は二億數千萬圓の收入を齎らし、國税中に於て常に第一位占をめてゐるのであるから之が負擔に付きては特別の研究を施さねばならぬのである。

酒税に付いては種々の問題が起るが、酒税の立替は其重要問題の一であらう。一年二億數千萬圓に上る酒税が醸造家に課せられてゐるが、醸造家は其の酒税を清酒の價格に含めて一般消費者に轉嫁するのである。

此場合に國庫と消費者との中間に立つてゐる醸造家が二億數千萬圓の税金を立替へる事によつて金利を利益するか、又は損するかの問題が、所謂酒税の立替の問題である。以下、簡単に酒税の立替が現今如何なる事情にありやと云ふ事を最近の數字を基礎として説明したいのである。尙、酒税立替の問題は庫出税の主張と密接なる關係を有してゐるから勢ひ此の問題にも觸れる事となるのである。

## 第二 酒税の課税方法

間接消費税には種々の課税方法がある。大別して、生産に關して課税する方法と、流通に際して課税する方法とが、之である。生産の過程を捕ふる場合は、生産原料品に課税する方法、生産の途中に課税する方法、生産完成即ち製成品に課税する方法との三つを考へる事が出来る。又流通に關して課税する方法は、流通の初期を捕ふる運搬課税法と、流通の途中を課する通關課税法と、其の週期を捕ふる販賣課税法との三つに分れる。清酒の間接消費税に於ては、原料米に課税する方法、半製品たる麴に課する方法、容器に課税する方法、造石高に課税する方法が生産課税方法であつて、庫出税と販賣税とが流通課税方法に屬するのである。然らば、我國の酒税は、如何なる課税方法によつてゐるのであらうか、現行酒造税法（大正十五年三月法律第十四號）を見るに、次の規定を設けてゐる。

第四條 酒類を製造する者には其造石數に應じて左の割合を以て造石税を課す

第一種 ……………

第二種 酒精分二十三度以下の精酒、白酒及び酒精分三十度以下の味淋、焼酎一石に付き四十圓

第三種 ……………

第四種 ……………

即ち我國の清酒の課税方法は、生産課税の第四種たる造石税に屬する事を知るのである。最近、我國に問題となつてゐる清酒庫出税は、清酒の課税方法を生産課税の第四種たる造石税より、一步を進めて販賣課税の第一種たる庫出税に改めんとするのである。

更に注意すべきは、此造石税の納付すべき時期の問題であるが、酒造税法第六條は次の如く規定してゐる。

第六條 造石税の納期を分ち左の四期とす

第一期 七月十六日より同三十一日限 前年十月一日より其年四月三十日まで査定石數に係る税額四分の一

第二期 十月十六日より同三十日限 同上

雜錄 酒税の立替

第三期 翌年二月十六日より同二十八日限 同上及び其の年五月一日より九月三十日まで査定石數に係る

税額二分の一

第四期 翌年三月十六日より同三十一日限 前納額の残數

査定時期を前年十月一日より其の年四月三十日迄と其の年五月一日より九月三十日迄との二つに分ち、それを標準として四期分納を規定してゐる。事實上、清酒の大部分は前年十月一日より其の年四月三十日まで間に査定せらるゝが故に、酒造税法第六條を解して、清酒の全造石高に係る税額の四分の一が、七月三十一日、十月三十一日、翌年二月二十八日、翌年三月三十一日の四期に分納せられてゐるとする事が出来る。

要するに、我國の酒税は造石税にして且つ四期分納になつてゐる事が、酒税の立替に關し、注目すべき事實である。

第三十卷 七〇七 第四號 一四五

### 第三 酒税立替の算定

酒税立替の算定を行ふにあたりては、先づ酒造年度と曆年との關係に付き一應の説明を加へる必要がある例へば大正十年酒造年度と云へば大正十年十月一日に始まり、大正十一年九月三十日に終るのである。其年度に醸造せられたる清酒は、大正十年(本年)十月初めより大正十一年(翌年)九月末までに新酒として庫出しせられ、更に大正十一年(翌年)十月初めより大正十二年(翌々年)九月末までに古酒として庫出せらるゝ事となつてゐる。然るに大正十酒造年度酒の造石税は十一年(翌年)七月末、十月末、十二年(翌々年)二月末、三月末の四回に分納せられるのである。

かくの如く税金の納付期日は翌年七月末、十月末、翌々年二月末、三月末の四回に分納する事と確定せられてゐるのである。故に税金立替の點に付き、醸造家が利益するか、損失を蒙むるかの問題は、結局の處は醸造家が清酒を庫出し、而して酒税を含める代金を回

第三十卷 七〇八 第四號 一四六

收する時期が早いか遅いかによつて決定せられるのである。大正十酒造年度酒を標準として日本全國の醸造家が「酒税の立替によりて損失を蒙むる月數」と「代金の回收により酒税を利用し得る月數」とを比較し、第一表を得たのである。第一表に於ては、酒税は月末に納付せられるものとし、更に清酒は月の半ばに庫出しせられ庫出しと同時に税金が代金に含まれて回收せられるものとして、之を作製したのである。

第一表 大正十酒造年度の酒税立替の期間比較表

大正十年(本年)十月末	十一月末	十二月末	大正十一年(翌年)一月末	二月末	三月末	四月末	五月末	六月末	七月末
0.0004	0.0003	0.0185	0.0903	0.0109	0.0715	0.0607	0.0918	0.0675	0.0710
0.0004	0.0003	0.0185	0.0903	0.0109	0.0715	0.0607	0.0918	0.0675	0.0710

差引利用の部分

大正十二年(整々)	
八月末	二・一八六
九月末	二・七三〇
十月末	三・三六六
十一月末	四・〇三四
十二月末	四・九七一
十一月末	五・八五六
二月末	六・七三七
三月末	七・七四八
四月末	八・七九一
五月末	九・七二六
六月末	一〇・六七九
七月末	一一・六五八
八月末	一二・六四五
九月末	一三・六四〇
十月末	一四・六四〇
十一月末	一五・六四〇
〇・二五〇	一・九三六
〇・五〇〇	二・三三〇
〇・七五〇	二・六五六
一・二五〇	二・八四四
一・七五〇	三・一六七
二・二五〇	三・五五六
二・七五〇	四・〇六七
三・二五〇	四・三四八
四・〇〇〇	四・三九六
四・五〇〇	四・二〇一
五・五〇〇	四・二九七
六・五〇〇	四・一九五
七・五〇〇	四・一九四
八・五〇〇	四・一九四
九・五〇〇	四・一九四
一〇・五〇〇	四・一九四
一一・五〇〇	四・一九四

第一表の數字は酒税全額を元本とし、その幾ヶ月分が立替えられてゐるか又は利用せられてゐるかを各月につき計算したものである。兩者の差の最も少いのは最初の月たる大正十年十月末に於ける〇・〇〇〇四ヶ月分の數字、最も著しきは大正十二年三月末の四・二二四八ヶ月分である。大正十二年九月以後は兩者の開

きは常に四・一九四〇ヶ月分である。

然し第一表の差引利用の部分の全部を醸造家が利益してゐるか云ふに、必ずしもそうではない。蓋し清酒代金は庫出しの後に大體三ヶ月しなければ醸造家の手許に返つて來ないから、酒税に付いても同様に三ヶ月の回收遅延の時期を見込まねばならない。果して然りとせば、大正十酒造年度酒に付いては大正十年十月末より大正十一年十一月末迄の約一年二ヶ月間は醸造家は常に税金の立替をなし、大正十一年十二月末より漸く税金を利用し得るのである。而して大正十二年九月末以後に於ては結局の所一・一九四〇ヶ月分だけを利用し得る事となるのである。

#### 第四 酒税立替の地方別研究

大正十酒造年度酒を標準として、日本全國の酒税立替の算定を行ひ、前掲の數字を得たのであるが、この計算方法を各酒造年度に付き行ひ、更に各地方に適用すると種々の特色を發見するのである。

第二表 日本全國と兵庫縣とに於ける清酒庫出高比較表

新酒及び古酒合計	古酒		新酒		清酒庫出月別	各酒造年度酒								
	翌々年		翌年			日本全國	兵	庫	縣	青	森	縣		
	十一月	十二月	十一月	十二月										
五、二四三、四一八	九	八	九	八	大正十三年	一、一六五	二、一七五	三、一八五	四、一九七	五、二〇七	六、二一七	七、二二七	八、二三七	九、二四七
五、一〇一、三五三	八	七	六	五	大正十四年	七、二八五	八、三〇〇	九、三一〇	一〇、三二〇	一一、三三〇	一二、三四〇	一三、三五〇	一四、三六〇	一五、三七〇
四、七七一、八〇六	七	六	五	四	昭和元年	四、一九七	五、二〇七	六、二一七	七、二二七	八、二三七	九、二四七	一〇、二五七	一一、二六七	一二、二七七
七、九、九七五	六	五	四	三	大正十三年	二、一八八	三、一九八	四、二〇八	五、二一八	六、二二八	七、二三八	八、二四八	九、二五八	一〇、二六八
七、四、九四一	五	四	三	二	大正十四年	一、四一六	二、四二六	三、四三六	四、四四六	五、四五六	六、四五六	七、四六六	八、四七六	九、四八六
七、三、六八〇	四	三	二	一	昭和元年	四、二七	五、二七	六、二七	七、二七	八、二七	九、二七	一〇、二七	一一、二七	一二、二七
八、四、一四四	三	二	一	〇	大正十三年	一、二七五	二、二八五	三、二九五	四、三〇五	五、三一五	六、三二五	七、三三五	八、三四五	九、三五五
七、九、八八九	二	一	〇	〇	大正十四年	二、八四三	三、八五三	四、八六三	五、八七三	六、八八三	七、八九三	八、九〇三	九、九一三	一〇、九二三
七、四、八〇五	一	〇	〇	〇	昭和元年	二、一七五	三、一八五	四、一九五	五、二〇五	六、二一五	七、二二五	八、二三五	九、二四五	一〇、二五五

最近三年間の各酒造年度酒、即ち大正十三酒造年度酒と大正十四酒造年度酒と昭和一酒造年度酒とが、當該年度十月より翌年九月まで新酒として庫出しせられたる數量と、更に翌年十月より翌々年九月までに古酒として庫出しせられたる數量とを、主税局統計年報書により算定すると、第二表を得るのである。第二表に於ては、單に日本全國の數字のみならず、兵庫縣と青森縣との庫出石數を掲げたのである。蓋し青森縣は東北地方の常として庫出時期の速きを特色とし、更に兵庫縣は大醸造地の灘五郷を含み、庫出時期の遅きを以て名のある地方であるからである。

第二表を見ると興味ある事實を發見するのである。青森縣にありては清酒の大部分は新酒として庫出しせられて、古酒は僅かなるに反し、兵庫縣にありては古酒として庫出しせられる部分が新酒として庫出しせられる部分よりはるかに大である。即ち兩者は正しく反對の方向に進んでゐるのである。之を日本全國について見れば、青森縣と兵庫縣との中間に位し、何れかと云

へば兵庫縣の方に接近してゐるのである。

第二表の數字を標準として酒税の立替の算定を試み第三表を得たのである。即ち新酒と古酒との全部を庫出ししたる後に於て、結局の所「酒税の立替により損失を蒙むる月數」と「代金の回收により酒税を利用し得る月數」とが如何なる關係にあるかを算定したのである。尙第三表に於ては、庫出しと同時に代金が回收せられ即ち酒税が回收せられる場合に、庫出後三ヶ月にして代金が回收せられ、従て酒税が回收せられる場合との二つに分ち問題を明らかにしたのである。

第三表 日本全國と兵庫縣と青森縣とに於ける酒税利用(+)及び酒税立替(△)の期間比較表  
(イ) 庫出後直に代金を回收し得る場合(月)

	日本全國	兵庫縣	青森縣
大正十三酒造年度酒	十二・八三三	十二・三六三	十四・七三三
大正十四酒造年度酒	十二・六五五	十一・九〇五	十四・四四二
昭和元酒造年度酒	十二・三三三	十一・六三三	十四・三七七

(ロ) 庫出後三ヶ月後に代金を回収し得る場合(月)

	日本全國	兵庫縣	青森縣
大正十三酒造年度酒	△〇・一六八	△〇・三三八	十一・七三三
大正十四酒造年度酒	△〇・四二五	△一・〇九五	十一・二四三
昭和元酒造年度酒	△〇・七七七	△一・三三八	十一・二七七

第三表を仔細に考察すると、酒税の立替が地方によりて異なる所あるを知るのである。醸造家の取引が現金取引なる場合は例外であるから、庫出後三ヶ月後に代金を回収し得る場合を例にとる。兵庫縣と日本全國とは醸造家がいづれも酒税の立替を行つてゐる。兵庫縣の如きは結局一ヶ月の金利の損失を蒙つてゐるわけである。然るに青森縣に於ては一ヶ月以上酒税の金利を利用してゐる事となつてゐる。此の事實は、造石税を庫出税に改める事によつて各地方により利害關係を異にする事を示すものである。

### 第五 酒税の立替と清酒庫出税

以上の如く、我國現行の酒税は造石税にして且つ四

期分納の方法を取つてゐるために、庫出時期の遅き地方は酒税の立替によりて金利の上に損失を受け、庫出時期の速き地方は酒税の利子を利益してゐるのである。此の不公平を救済せんとするのが清酒庫出税の主張である。現行造石税を庫出税に改めると、庫出期の遅速に拘らず各地方の醸造家に公平である事は云ふ迄もない。然しながら、その清酒庫出税の内容如何により、四期分納の造石税制度に比し各醸造家にとり利益とも不利益ともなり得るのである。従來庫出税として具體的に考へられてゐたものは、庫出後三ヶ月乃至五ヶ月の納税猶豫期間を置く方法である。假に醸造家が清酒代金を三ヶ月で回収するとせば、三ヶ月の猶豫期間の庫出税は清酒家に損益なき結果を齎し、又五ヶ月の猶豫であれば差引二ヶ月間醸造家が金利を利用し得る譯である。兎に角、酒税の立替と清酒庫出税との關係は、二億數千萬圓の國民負擔を中心としたる重要問題であるから、國庫と納税者との双方の事情を考察して適當に解決せねばならぬ。